

## ■ つくば市文教地区建築制限条例による建築物の用途制限

文教地区	第1種文教地区		第2種文教地区		第3種文教地区		
	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第2種住居地域	第2種住居地域	近隣商業地域	商業地域
物品販売業を営む店舗 (第2種低層住居専用地域については、日用品販売のみ) ※ <sub>1</sub>							
洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗 ※ <sub>2</sub>	床面積の合計が150㎡を超えるもの	床面積の合計が150㎡を超えるもの	床面積の合計が500㎡を超えるもの	床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	床面積の合計が1,500㎡を超えるもの		
自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの ※ <sub>3</sub>	●	×	×	×	×		
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、貸本屋これらに類するサービス業を営む店舗			床面積の合計が1,500㎡を超えるもの(※ <sub>1</sub> 、※ <sub>2</sub> 、※ <sub>3</sub> を含む合計)				
飲食店 (第2種低層住居専用地域については、食堂、喫茶店のみ)							
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	●		●				
病院	●	×					
サウナ風呂(サウナ室又はサウナ設備のみを設けるものに限る。)	×	×	×	×	×		
ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	●	●	●	×	×		
マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	●	●	●	×	×		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場又は令第130条の2の2に掲げる処理施設。ただし、法第51条本文の規定により都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの及び同条ただし書の規定による許可を受けたものを除く。	●	●	×	×	×	×	×
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	●	●	●	●	●	●	×

● 用途地域により建築基準法で規制されているもの

× 文教地区建築制限条例により用途地域の制限に加えて規制されるもの